26年以上	27年未満	394,900
27年以上	28年未満	398,400
28年以上	29年未満	402,600
29年以上	30年未満	406,000
30年以上	31年未満	409,000
31年以上	32年未満	411,700
32年以上	33年未満	418,200
33年以上	34年未満	419,700
34年以上		420,800

別表第十二（第五条第一項第五号関係）

経験年数		月額
		円
1年未満	2年未満	198,200
1年以上	2年未満	204,400
2年以上	3年未満	210,200
3年以上	4年未満	218,200
4年以上	5年未満	224,900
5年以上	6年未満	232,200
6年以上	7年未満	239,400
7年以上	8年未満	239,900
8年以上	9年未満	245,000
9年以上	10年未満	249,800
10年以上	11年未満	255,100
11年以上	12年未満	260,500
12年以上	13年未満	267,200
13年以上	14年未満	273,000
14年以上	15年未満	279,100
15年以上	16年未満	284,600
16年以上	17年未満	290,300
17年以上	18年未満	295,700
18年以上	19年未満	300,800
19年以上	20年未満	303,700
20年以上	21年未満	306,500
21年以上	22年未満	313,500
22年以上	23年未満	317,300
23年以上	24年未満	319,600
24年以上	25年未満	322,500
25年以上	26年未満	324,900
26年以上	27年未満	326,500
27年以上	28年未満	327,800
28年以上	29年未満	329,600
29年以上	30年未満	330,600
30年以上	31年未満	331,700
31年以上	32年未満	333,400
32年以上	33年未満	334,000
33年以上	34年未満	334,400
34年以上	36年未満	336,200
36年以上	37年未満	337,500
37年以上		338,400

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十六号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の四第一項第三十八号、第百九条の十第一項第四十二号、第百十条及び附則第九条の四の七第九項（同法附則第九条の四の九第九項、第九条の四の十第七項及び第九条の四の十一第七項において準用する場合を含む。）並びに国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十四条の十六第八号、第十四条の二十一及び第十四条の二十八の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　被保険者又は被保険者であつた者（次条において「被保険者等」という。）による法附則第九条の四の七第一項、第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項に規定する申出（以下この条及び次条において「特定事由に係る申出等」と総称する。）に係る承認の基準は、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合理でなく、疎明されたと認められることとする。

2　前項の規定による疎明されたことの認定については、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、周辺事情（特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する事情をいう。）が存在するときは、当該周辺事情を勘案して認定するものとする。

一　特定事由に係る申出等に係る事実について、特定事由に係る申出等を行つた者から提出された資料、機構等（機構その他の法又は旧法の規定に基づいて国民年金の事務を行うべき者をいう。次条及び第七十三条の三第三項において同じ。）が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合

二　特定事由に係る申出等に係る事実について関連資料（特定事由に係る申出等に係る事実があつたことを推測するに足りる資料をいう。）が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合

第七十三条の次に次の四条を加える。

（関連資料の収集等）

第七十三条の二　厚生労働大臣は、前条第二項の規定による疎明されたことの認定に際しては、同項第二号に規定する関連資料であつて機構等が保有すると思料されるものを積極的に収集するよう努めるとともに、被保険者等が適切に特定事由に係る申出等を行うことができるよう、被保険者等に対し助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。